

平成30年度狩野川水系流域委員会 議事要旨

日時：平成30年10月11日（木）15:00～17:00

場所：沼津商工会議所 4階大会議室

●委員意見

→事務局回答

1. 委員会の成立

- ・委員総数7名全員出席により、狩野川水系流域委員会規約第4条に則り、本委員会は成立しました。

2. 挨拶

- ・沼津河川国道事務所 藤井事務所長
- ・狩野川水系流域委員会 田中委員長

3. 話題提供

- ・中部地方整備局河川部から「平成30年7月豪雨による出水等について」と「最近の河川事業を取り巻く話題」について説明しました。

4. 議事

(1) 狩野川水系流域委員会規約の変更

- ・事務局より「狩野川水系流域委員会規約の変更」について説明し、委員全員一致で同意を得ました。

本規約は、平成30年10月11日付けで施行されました。

(2) 狩野川水系流域委員会の運営

- ・事務局より「狩野川水系流域委員会の運営」について説明し、委員全員一致で同意が得られました。

(3) 狩野川水系河川整備計画の点検

- ・事務局より「狩野川水系河川整備計画の点検」について説明し、次のような意見がありました。

●資料-5の1ページの、整備内容と進捗に関して3点確認したい。

①浸透対策の進捗率がゼロの理由は？

→これまでは、堤防がない区間での築堤、幅や高さが不足している区間での拡幅や嵩上げなど、量的整備を優先的に実施している。浸透対策等の質的整備については、量的整備と同時施工が可能な場合は対応を行う計画であり、今までにそのような重複するような箇所が無かった。

②掘削後の堆積量は把握しているのか？

→河川測量により定期的に河道の状況、変化は把握しているが、それぞれの箇所の堆積量の変化は把握していない。

③減災対策として CCTV の設置だけでなく、水位計の設置を考えているか？

→危険箇所に簡易水位計を設置している箇所もある。堤防整備の進捗に応じて危険箇所も変化するため、今後移設が必要な箇所もある。

●縦断的な土砂堆積の変化や、水位が上昇・低下する箇所の関係を追求し、質的、量的整備のバランスを捉え、河川の整備や管理を考えるべきである。

●CCTVカメラの画像認識技術が高まっているため、この技術を河川管理モニター以外に、河道管理など河川の定量的解析に活かすことができないか？

●資料-5の3ページの、堤防整備について大平江川の狩野川への合流の付替えによって、上流側に土砂が堆積の心配がある。土砂が堆積した場合の具体的な対策と、土砂が堆積することについて、住民には説明をしているのか？

→土砂堆積の管理は維持工事に対応する。

●資料-5の4ページの、清水町長沢地区の河道掘削も、ワンドをつくることにより、安定して多様な生物環境をつくり出すことができる。流下能力を確保した上で、環境整備が可能な場所を選んでしっかり整備して欲しい。

過去に行われた南江間の河道掘削は、ワンドが維持され生息する魚種が増加しており、評価できる。

●資料-5の6ページの沼津市下河原地区の堤防整備や、資料-5の7ページの函南町塚本地区のかわまちづくりの整備では、デザインの、景観的な工夫ができないか？

→沼津市下河原地区は、土地の制約などを十分検討した結果であり、特殊堤の天端には平場があり、人が歩けるようになっている。

函南町塚本地区のかわまちづくりは、平場へアクセスできる階段護岸や、ワンド等の親水の場を整備している。

●機能重視のデザインであることは分かるが、空間的なまとまりがあると良い。

●資料-5 の 7 ページの、塚本地区のかわまちづくりに整備されているワンドは、南江間のワンドと同じように水の勢いが余り強くない左岸側に造ると、魚類にとって多様な生息環境が生まれ、非常に効果があると思う。

●河川整備については「治水があつて自然に配慮する」ではなく、「治水と環境を対等」に考えた整備をして欲しい。

(4) 平成 29 年度 狩野川流域委員会の意見に対する対応

・事務局より「平成 29 年度 狩野川流域委員会の意見に対する対応」について説明し、意見として次のような発言がありました。

●資料-6 の 3 ページの、量的整備と質的整備について、それぞれ最低限必要な整備水準があると思う。

●危機管理型ハード対策は、量的整備が終わってからの着手ということか？

→危機管理型ハード対策は、当面の期間、量的整備に着手できない箇所について、粘り強い堤防に整備し、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫するものである。狩野川上流部で河道掘削が質的整備として予定されているが、上下流バランスを考えると当面は着手できない。当面の危機管理型ハード対策として HWL 以上の護岸を施行し洪水の越水に対しても粘り強い堤防にしている。

●危機管理型ハード対策は当面の対応であり、最終的に量的整備が完了後も、危機管理型対策はそのまま存置なのか？

→狩野川上流部である伊豆市熊坂地区は堤防（ハード対策）は完成しているため、河道掘削完了後もそのまま存置になると考えている。

- 資料-6の4ページのリスクについて、被害評価として、南海トラフの報告も参考にし、もう少し長期的な影響を考慮した方がよい。定量的で無くとも「重要な企業が被災した場合の全国への影響」や、金額ではなく「歴史的・文化的な重要な遺産の被災」といった視点も加味したほうがよい。

→現地、流域内の何が国にとって重要なものか把握しながら試算していく。

- 資料-6の8ページの、河道内樹木の環境として「目指すべき姿」や「良好な河川環境」とは何か。具体的な考えを示して欲しい。

→樹木伐開の仕方として、全伐ではなく、密集している樹木を部分的に密から疎に伐開する方法を検討している。

- メダケがある方がワンドを維持するためにはかえって良いのではないか。植物を残しながら安全性を保つことが環境面にとって良い河道内樹木の管理ではないか。

- メダケは外来種である上、繁殖力が強く管理が難しいため、根っこから抜いたほうが良い。という意見もある。

- 国土交通省では樹木管理について、資料6の8ページ以上の記載はできないと思う。樹木管理を含めた維持管理は、利用がないと上手くいかない。

- 放水路より下流で樹林化が増えていることについて、敢えて樹木を守ろうとしてきた経緯や歴史があれば調べたほうが良い。樹木が繁茂してきた原因を追究するべきである。

- 資料-6の13ページの、アユ産卵場の課題について、河床が動かない事による藻や泥の付着など、河床材料以外の変化要因もあると考えられる。昔、静岡県内の河川でアユの産卵環境の調査の際に、産卵場が上流側に移動していることがあった。原因として水温の変化を考えており、狩野川においてもその可能性はある。

- 河床勾配と粒度の関係をきちんと分析するべき。細粒土砂が問題なら、産卵場の上流に流れが遅い箇所をつくり、細粒土砂を誘導するなど、早い流れと遅い流れの関係を考えた整備が効果的である。

●狩野川には昔、オイカワが生息する箇所とカワムツが生息する箇所が、しっかりと分かれていた。今は流れが早い箇所に生息するオイカワがいなくなり、全てカワムツになった。勾配が全て緩やかになり、河川全体が均一な環境になってしまっている。メリハリとは何かをしっかりと考えて河床材料の調査して欲しい。

●河床分析はアユに関係している話が多いため、魚類の先生方と相談しながら進めて欲しい。

●内水と外水、上下流のバランス、治水・利水・環境、堤防のあり方、樹木のあり方、河床材料のあり方といった基本的な考え方は全国規模であるべきなので、狩野川など現場の取り組みを全国展開につなげて欲しい。

→現在の国全体の動きとして、平成30年7月豪雨や北海道の地震の被害を含めて緊急点検の動きが始まっている。中部地方整備局としても、この流域委員会で報告した内容と狩野川以外の情報を収集し、国土交通省に報告を行い全国的な対応方針の参考になるよう努める。

●葦山や函南の土地改良区で、来光川・柿沢川治水組合ができ、内水被害の防止の要請がある。揚排水機場の更新時期にきているが、狩野川本川の整備が進み流下能力が向上した後の排水規制の緩和が期待されている。

●狩野川水系において、内水被害は大きな問題である。国、県、市町で協議を進めて欲しい。

(5) 事業の事後評価の審議

・事務局より「事業評価の審議の手順」を説明し、個別事業について審議されました。審議の結果、「狩野川特定構造物改築事業（黄瀬川橋）」および「狩野川総合内水緊急事業（函南観音川排水機場の増設）」について、今後の事後評価、改善措置、事業評価手法の見直し、対応方針の作成の必要性はないものと審議され、次のような意見がありました。

<狩野川特定構造物改築事業>

●河川事業として、この事業を優先的に実施した理由、考え方を教えて欲しい。

→この事業は既に完了している。黄瀬川橋が黄瀬川の流下能力を阻害しており、狩野川水系の中でも非常に流下能力が不足した地点だったため早期に行った。

●狩野川特定構造物改築事業を実施したことによる治水効果は理解した。今後、こうした治水効果が大きく発現するような整備を、同事業制度を活用しながら整備を行い、事後評価をしていくという考えなのか？

→特定構造物改築事業は河川整備計画に位置付けのある対策工事の一つであり、機動的、集中的な投資により、優先的に機能の回復・向上を図る事業である。

●質問の主旨は理解できるが、ここでは個別事業の評価である。

<狩野川総合内水緊急事業（函南観音川排水機場の増設）>

●平成10年、16年に大場川では洪水による被害が発生した。資料-9の9ページの、函南観音川排水機場のポンプの排水能力が増加することによる、大場川の直轄区間の流量が増加した場合の影響について検討はされているか？

→排水機場の排水流量の影響については検証し、問題無い事で確認している。直轄管理区間は全て完成堤防であり、被害は受けていない。平成10年、平成16年の洪水では上流の県管理区間において護岸が侵食された被害があった。

●地方自治体の土地利用規制については、どのように評価しているのか？

→事業評価の制度として、今回の審議は国土交通省の整備した施設のみを対象とした評価である。

土地利用規制はアクションプランの点検やフォローアップの際に、国・県・市町が集まり検討していく必要があると考えている。

●今回の事後評価の説明内容、事業効果の手法（費用便益分析）については適正である。

(6) 沼津河川国道事務所の取り組み

・事務局より「沼津河川国道事務所の取り組み」について報告し、次のような意見がありました。

●資料-10の6ページの、出水対応について、狩野川放水路から放流したとき、漁業関係者からの意見はあったか？

→漁業関係者からの意見は特にない。

以上